

藤久保地域拠点施設整備等事業

要求水準書 新旧対照表

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
1										目次	<p>資料1 用語の定義 資料2 事業予定地位置図 資料3 事業予定地現況測量図 資料4 事業予定地接続道路現況図 資料5 事業予定地地盤調査資料 資料6 事業予定地上下水道現況図 資料7 藤久保小学校の児童推計 資料8 必要諸室リスト【令和4年6月修正】 資料9 什器・備品等リスト(参考仕様)【後日公表予定】 資料10 建設業務に含む什器・備品等リスト【後日公表予定】 資料11 電気・機械要求性能表【令和4年6月修正】 資料12 藤久保拠点施設ネットワーク整備概要資料 資料12-2藤久保拠点施設ネットワーク整備概要図【令和4年6月追加】 資料13 小中学校校内ネットワーク構築工事仕様書 資料14 藤久保地域拠点施設フリーWi-Fi接続に関する仕様書【令和4年6月修正】 資料15 既存防災井戸資料【令和4年6月修正】 資料16 既存施設の什器・備品等リスト 資料17 蔵書リスト(小学校) 資料18 蔵書リスト(図書館) 資料19 図書館掲示物リスト 資料20 保健センター検診時の条件 資料21 がん検診車外部電源仕様 資料22 付替道路(車道及び歩道部分)の構造 資料23 記念碑等の移設リスト【令和4年6月追加】 資料24 主な維持管理業務項目詳細一覧 資料25 (参考)既存施設の清掃業務仕様書 資料26 警備業務内容一覧【令和4年6月追加】 資料27 運営業務の対象施設 資料28 図書館イベント詳細資料【令和4年6月追加】 資料29 既存施設利用状況資料【後日公表予定】 資料30 既存の防災倉庫の保管量【後日公表予定】 資料31 GIGAスクール構想図【令和4年6月追加】 資料32 樹木配置図【後日公表予定】</p> <p>閲覧資料1 アスベスト調査結果 閲覧資料2 既存施設現況図(事業予定地現況図) 閲覧資料3 図書館蔵書現況配置図(参考)</p>	<p>資料1 用語の定義 資料2 事業予定地位置図 資料3 事業予定地現況測量図 資料4 事業予定地接続道路現況図 資料5 事業予定地地盤調査資料 資料6 事業予定地上下水道現況図 資料7 藤久保小学校の児童推計 資料8 必要諸室リスト【令和4年6月修正】 資料9 什器・備品等リスト(参考仕様)【令和4年7月追加】 資料10 建設業務に含む什器・備品等リスト【令和4年7月追加】 資料11 電気・機械要求性能表【令和4年7月修正】 資料12 藤久保拠点施設ネットワーク整備概要資料 資料12-2藤久保拠点施設ネットワーク整備概要図【令和4年6月追加】 資料13 小中学校校内ネットワーク構築工事仕様書 資料14 藤久保地域拠点施設フリーWi-Fi接続に関する仕様書【令和4年6月修正】 資料15 既存防災井戸資料【令和4年6月修正】 資料16 既存施設の什器・備品等リスト 資料17 蔵書リスト(小学校) 資料18 蔵書リスト(図書館) 資料19 図書館掲示物リスト 資料20 保健センター健診時の条件 資料21 がん検診車外部電源仕様 資料22 付替道路(車道及び歩道部分)の構造 資料23 記念碑等の移設リスト【令和4年7月修正】 資料24 主な維持管理業務項目詳細一覧 資料25 (参考)既存施設の清掃業務仕様書 資料26 警備業務内容一覧【令和4年6月追加】 資料27 運営業務の対象施設【令和4年7月修正】 資料28 図書館イベント詳細資料【令和4年6月追加】 資料29 既存施設利用状況資料【令和4年7月追加】 資料30 既存防災倉庫資料【令和4年7月追加】 資料31 GIGAスクール構想図【令和4年6月追加】 資料32 樹木配置図【令和4年7月追加】 資料33 導入機器仕様書(電子黒板、書画カメラ)【令和4年7月追加】 資料34 解体・撤去工事に係る既存建築物アスベスト資料【令和4年7月追加】</p> <p>閲覧資料1 アスベスト調査結果【令和4年7月修正】 閲覧資料2 既存施設現況図(事業予定地現況図) 閲覧資料3 図書館蔵書現況配置図(参考)</p>
2	3	1	3				③			③ 町の新たなシンボルとなる意匠性の高い施設	<p>本町は、豊かな武蔵野の平地林や三富新田に代表される田園風景と都市機能が調和した文化創造都市を目指す「(仮称)みよしフォレスト・シティ構想」の策定に取り組んでいる。これまでの歴史や文化、風土を継承しつつ、SDGsなどの新たな取り組みも進めており、新たな田園都市の実現を目指している。</p>	<p>本町は、豊かな武蔵野の平地林や三富新田に代表される田園風景と都市機能が調和した文化創造都市を目指す「(仮称)みよしフォレスト・シティ構想」の策定に取り組んでいる。これまでの歴史や文化、風土を継承しつつ、SDGs(Sustainable Development Goals/持続可能な開発目標)などの新たな取り組みも進めており、新たな田園都市の実現を目指している。</p>
3	4	1	3				⑤			⑤ 地球環境への配慮	<p>本町は、持続可能なまちづくりを進めており、SDGs(Sustainable Development Goals/持続可能な開発目標)の達成に向けて取り組んでいる。本施設においても持続可能なまちづくりの実現に向けた再生可能エネルギーの活用や省エネルギーに配慮した施設整備を目指す。</p>	<p>本町は、持続可能なまちづくりを進めており、SDGsの達成に向けて取り組んでいる。本施設においても持続可能なまちづくりの実現に向けた再生可能エネルギーの活用や省エネルギーに配慮した施設整備を目指す。</p>

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
4	8	1	4	7			③	アイ		③ 賃貸借料	③ 賃貸借料:事業者の提案によるものとし、本町が提示する賃貸借料の年額以上とすること。	③ 賃貸借料: ア コワーキング機能(必須): 民間収益施設のうち、コワーキング機能の前年度の売上(税込額)に100分の5を乗じた額(歩合賃料)とする。なお、初年度の賃貸借料については、事業者が提案する初年度の売上(税込額)に100分の5を乗じた額とする。 イ その他(提案による): 事業提案書に記載する、複合公共施設の初期投資見積金額をもとに、三芳町行政財産の使用料に関する条例第3条別表により算出した金額とする。なお、第3条別表における「当該建物の適正な価格」とは、初年度を複合公共施設の初期投資費見積金額とするが、次年度以降は、毎年度の耐用年数による減価償却を考慮した額とする。第3条別表における「当該建物の敷地の適正な価格に1,000分の3.5を乗じて得た額」とは、本町による算定に基づき、8,023円/㎡・年とする。ただし、実際の支払い方法及び額については、本町との協議によるものとする。なお、公益性の高い機能の場合は、本町との協議により賃貸借料を減免する可能性がある。
5	9	1	4	7			④	アイ		④ 賃貸借料の支払い方法:	④ 賃貸借料の支払い方法:賃貸借料の支払いは、施設引渡し時点から行うものとし、それ以降は、毎年4月に本町が定める方法により当該年度分の賃貸借料を支払うものとする。	④ 賃貸借料の支払い方法: ア コワーキング機能(必須): 当該年度分の賃貸借料は、提案内容に応じて、本町と事業者との協議により、その支払時期や方法を定めるものとする。ただし、翌年度の5月末日までに支払うものとする。 イ その他(提案による): 当該年度分の賃貸借料は、本町からの請求手続きを経て、各年度の初日又は賃貸借期間初日から40日以内に、町に対して、本町が定める方法により、一括して支払うものとする。
6	8	1	4	8						8. 付帯施設用地貸付条件	8. 付帯施設貸付条件	8. 付帯施設用地貸付条件
7	8	1	4	8			③			③ 土地賃付料	③ 土地賃付料:事業者の提案によるものとし、本町が提示する土地賃付料の年額以上とすること。 ただし、実際の土地賃付料については、定期借地権設定契約締結時点の定期借地権設定契約部分の土地の固定資産税評価額を踏まえ、決定するものとする。また、土地賃付料は、原則として3年ごとに見直しを行い、必要に応じてこれを改定する。	③ 土地賃付料:事業者の提案によるものとし、本町が提示する土地賃付料の年額以上とすること。 土地賃付料(年額)≒7,556円/㎡ 実際の土地賃付料については、定期借地権設定契約締結時点の定期借地権設定契約部分の土地の固定資産税評価額を踏まえ、決定するものとする。また、土地賃付料は、原則として3年ごとに見直しを行い、必要に応じてこれを改定する。 ただし、事業者が土地賃付料について不動産鑑定士等による鑑定評価をあらかじめ(提案書提出前に)実施し、その不動産鑑定評価書(算出の根拠を含む)を町に提出し事前に承諾を得た場合は、鑑定評価を基に算定した土地賃付料を三芳町財産規則第18条第6号の賃付料の額及び算出の根拠として、提案することを可能とする。この場合、上記の土地賃付料(年額)以下の金額となった場合も、当該土地賃付料での提案が可能である。
8	9	1	4	8			④			④ 土地賃付料の支払い方法	④ 土地賃付料の支払い方法:土地賃付料の支払いは、土地引渡し時点から行うものとし、それ以降は、毎年4月に本町が定める方法により当該年度分の土地賃付料を支払うものとする。	④ 土地賃付料の支払い方法:各年度の初日又は定期借地権設定契約期間初日から40日以内に、その年度に属する土地賃付料を本町に支払うものとする。
9	9	1	4	9						表1 事業スケジュール(予定)	施設引渡し日: ①一期工事部分:令和8年6月末日 ②二期工事部分:令和9年8月末日	施設引渡し日: ①一期工事部分:令和8年6月末日 ②二期工事部分:令和9年8月末日 なお、付替道路の引渡し日については、令和9年3月末日以前、その他二期工事部分の引渡し日については令和9年8月末日以前で事業者の提案をもとに町と事業者が協議により定める日とする。

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
10	9	1	4	9						表 1 事業スケジュール(予定)	<p>供用開始日: ①一期工事部分:令和8年9月1日 ②二期工事部分:令和9年9月1日</p>	<p>供用開始日: ①一期工事部分:令和8年9月1日 ②二期工事部分:令和9年9月1日 ただし、付替道路の供用開始日は令和9年4月1日以前、その他二期工事部分の供用開始日は令和9年9月1日以前で事業者の提案をもとに町と事業者が協議により定める日とする。</p>
11	10	1	4	9						表 1 事業スケジュール(予定)	<p>※小学校の整備にあたっては、仮設校舎の利用は想定していない。 ※維持管理・運営期間を20年間と想定</p>	<p>※小学校の整備にあたっては、仮設校舎の利用は想定していない。 ※付替道路に関しては、周辺交通への影響を抑えるため、付替道路の供用開始を行った後に、既存町道藤久保55号線を撤去すること。 ※維持管理・運営期間を20年間と想定</p>
12	12	1	6							第6節 遵守すべき法制度等	<p>【要綱・基準等】 ① 公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編) ② 官庁施設の基本的性能基準及び同解説 ③ 建築構造設計基準及び同基準の資料 ④ 建築設計基準及び同解説 ⑤ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 ⑥ 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針 ⑦ 建築工事安全施工技術指針 ⑧ 建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編) ⑨ 建設副産物適正処理推進要綱 ⑩ 小学校設置基準及び小学校施設整備指針 ⑪ 学校給食衛生管理基準 ⑫ 学校図書館施設基準 ⑬ 学校環境衛生基準 ⑭ 放課後児童クラブ運営指針 ⑮ ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン ⑯ 埼玉県グリーン調達推進方針 ⑰ 埼玉県放課後児童クラブガイドライン ⑱ 三芳町子育て支援センター事業実施要綱 ⑲ 三芳町ファミリーサポートセンター事業実施要綱 ⑳ 三芳町立図書館運営規則 ㉑ 三芳町開発行為等指導要綱(関連する要綱等を含む) ㉒ 三芳町緑の基本計画 ㉓ 埼玉県開発許可制度の解説 ㉔ 埼玉県「赤ちゃんの駅」登録事業実施要綱 ㉕ その他関連要綱及び基準</p>	<p>【要綱・基準等】 ① 公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編) ② 官庁施設の基本的性能基準及び同解説 ③ 建築構造設計基準及び同基準の資料 ④ 建築設計基準及び同解説 ⑤ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 ⑥ 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針 ⑦ 建築工事安全施工技術指針 ⑧ 建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編) ⑨ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル ⑩ 建設副産物適正処理推進要綱 ⑪ 小学校設置基準及び小学校施設整備指針 ⑫ 学校給食衛生管理基準 ⑬ 学校図書館施設基準 ⑭ 学校環境衛生基準 ⑮ 放課後児童クラブ運営指針 ⑯ ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン ⑰ 埼玉県グリーン調達推進方針 ⑱ 埼玉県放課後児童クラブガイドライン ⑲ 三芳町子育て支援センター事業実施要綱 ⑳ 三芳町ファミリーサポートセンター事業実施要綱 ㉑ 三芳町立図書館運営規則 ㉒ 三芳町開発行為等指導要綱(関連する要綱等を含む) ㉓ 三芳町緑の基本計画 ㉔ 埼玉県開発許可制度の解説 ㉕ 埼玉県「赤ちゃんの駅」登録事業実施要綱 ㉖ その他関連要綱及び基準</p>
13	15	1	7		(3)					(3) 運用開始期限	<p>一期工事部分(小学校(校庭を除く)及び複合公共施設)は令和8年9月1日までに、二期工事部分(小学校校庭、付替道路、複合公共施設駐車場(事業予定地(西側))は令和9年9月1日までに運用開始できるよう施設整備を行うこと。</p>	<p>一期工事部分(小学校(校庭を除く)及び複合公共施設)は令和8年9月1日までに、付替道路は令和9年3月31日までに、付替道路を除く二期工事部分(小学校校庭、複合公共施設駐車場(事業予定地(西側))は令和9年9月1日までに運用開始できるよう施設整備を行うこと。</p>
14	33	3	3	1						表 15 対象施設の諸室構成(複合公共施設)	<p>室名・室数: 民間施設</p>	<p>室名・室数: 民間収益施設</p>

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
15	38	3	3	2	(3)		②			② 什器・備品等	什器・備品等は、「資料9 什器・備品等リスト(参考仕様)」及び「資料10 建設業務に含む什器・備品等リスト」に基づき、「国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)」に則って調達・配置すること。なお、設置に際して工事を伴う什器・備品等で、かつ施設と一体化するものは、リストによらず、原則として建設業務に含めるものとする。什器・備品類の設置にあたっては、高さや重量に応じて転倒防止や耐震固定等を行うこと。	什器・備品等は、「資料9 什器・備品等リスト(参考仕様)」及び「資料10 建設業務に含む什器・備品等リスト」に基づき、「国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)」に則って調達・配置すること。なお、設置に際して工事を伴う什器・備品等で、かつ施設と一体化するもの(カーテン、スクリーン(共にボックス含む)、各室造り付けの収納、水回り什器等)は、リストによらず、原則として建設業務に含めるものとする。什器・備品類の設置にあたっては、高さや重量に応じて転倒防止や耐震固定等を行うこと。
16	41	3	3	2	(6)				i)	(6) ユニバーサルデザイン・バリアフリー	i)本施設の利用者等が施設(外構・敷地へのすべてのアプローチを含む。)を不自由なく安心して利用できることはもとより、児童から高齢者・障がい者等を含むすべての利用者等にとっても、安全・安心かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮すること。ハートビル新法や埼玉県福祉のまちづくり条例等を参考にするものとするが、認定は不要とする。	i)本施設の利用者等が施設(外構・敷地へのすべてのアプローチを含む。)を不自由なく安心して利用できることはもとより、児童から高齢者・障がい者等を含むすべての利用者等にとっても、安全・安心かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮すること。バリアフリー法や埼玉県福祉のまちづくり条例等を参考にするものとするが、認定を必須とするものではない。
17	44	3	3	5	(1)		②		viii)	② 照明・電灯コンセント設備	viii)体育館の電灯コンセント回路については、停電時に避難所として最低限必要となる照明及びコンセント回路に、外部電源(電気自動車や可搬型発電機を想定)を接続できるようにすること。太陽光発電設備や空調設備等より電源が取り出せる場合は、連系できるように配慮すること。	viii)体育館の電灯コンセント回路については、停電時に避難所として最低限必要となる照明及びコンセント回路に、外部電源(電気自動車(V2H機器(本事業)による給電のほか、可搬型発電機(単相3線式での接続を想定)を接続できるようにすること。太陽光発電設備や空調設備等より電源が取り出せる場合は、連系できるように配慮すること。
18	45	3	3	5	(1)		②		ix)	② 照明・電灯コンセント設備	ix)公民館のうち、コミュニティスペース、活動ホール、総合事務室に外部電源(電気自動車や可搬型発電機を想定)を接続し、給電できるようなコンセントを適宜設置すること。	ix)公民館のうち、コミュニティスペース、活動ホール、総合事務室に外部電源(電気自動車(V2H機器(本事業)による給電のほか、可搬型発電機(単相3線式での接続を想定)を接続し、給電できるようなコンセントを適宜設置すること。
19	45	3	3	5	(1)		②		x)	② 照明・電灯コンセント設備	—	x)viii)ix)のうち、どちらか1か所のV2H機器は常時は庁用車(公用車面)に対して充電ができるようにすること。
20	55	3	3	8	(1)	1)	②	ウ	xi)	ウ 特別支援学級	xi)学習室には可動電子黒板若しくは投影機を設置すること	xi)学習室には可動電子黒板を設置すること
21	57	3	3	8	(1)	1)	③	イ	iv)	イ 理科室	iv)実験用機や必要となる各種設備を適切に配置すること。各テーブルの水道については、(ビーカーなど容器を洗う際の)飛散防止の水洗いを用いること。各テーブル単独でガスの元栓管理ができるようにすること。各テーブルにコンセントを設けること(4口全前後面2か所)。	iv)実験用機や必要となる各種設備を適切に配置すること。各テーブルの水回り設備については、(ビーカーなど容器を洗う際の)飛散防止の設備を用いること。各テーブル単独でガスの元栓管理ができるようにすること。各テーブルにコンセントを設けること(4口全前後面2か所)。
22	58	3	3	8	(1)	1)	③	エ	iii)	エ 家庭科室	iii)作業台のシンクの他に水道を設けること。	iii)作業台のシンクの他に水回り設備を設けること。
23	58	3	3	8	(1)	1)	③	オ	ii)	オ 家庭科準備室	ii)水道を設けること。	ii)シンクなどの水回り設備を設けること。
24	59	3	3	8	(1)	1)	③	カ	vii)	カ 図工室	vii)両サイドに水道を設けること。水道1口に付き、物が置けるスペースを設けること。	vii)授業等で利用する水回り設備を設けること。水道1口に付き、物が置けるスペースを設けること。
25	59	3	3	8	(1)	1)	③	キ	iv)	キ 図工準備室	—	iv)シンクなどの水回り設備を設けること。
26	64	3	3	8	(1)	1)	④	シ	ii) iii)	シ 教育相談室	ii)個別相談や学習指導ができるようなブースを3つ設け、それぞれにホワイトボードを設置すること。	ii)室内に相談スペースと学習スペースを設け可動間仕切りによって区画できるようにすること。可動間仕切りはプライバシーに配慮し防音性等を有するものとする。iii)学習スペースには個別学習のためのブースを3つ設け、それぞれにホワイトボードを設置すること。
27	64	3	3	8	(1)	1)	④	シ		シ 教育相談室	iii)簡易なパーティションを設けること。	—

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
28	65	3	3	8	(1)	1)	⑤	ウ	i)	ウ 児童用トイレ	i)児童用トイレは、男子用(大便器×4、小便器×6、洗面器×3)、女子用(大便器×6、洗面器×3)、誰でもトイレ(1室)を、それぞれ各学年に1ヶ所ずつ設けること(分散配置も可とする)。なお提示した器数は参考値とする。	i)児童用トイレは、男子用(大便器×4、小便器×6、洗面器×3)、女子用(大便器×6、洗面器×3)、 <u>車いす利用やジェンダーレス利用に配慮したトイレ(「誰でもトイレ」と称する)(1室)を、それぞれ各学年に1ヶ所ずつ設けること(分散配置も可とする)</u> 。なお提示した器数は参考値とする。
29	66	3	3	8	(1)	1)	⑤	ウ		ウ 児童用トイレ	iii) <u>誰でもトイレは、車いす利用及びジェンダーレス利用に配慮したものとすること。</u>	—
30	89	3	3	8	(2)	5)	⑤		ix)	⑤ 活動ホール	ix)保健センターによる健診時の条件については、「資料20 保健センター検診時の条件」を参照し、健診時レイアウトを計画し、必要な什器及び設備を設置すること。	ix)保健センターによる健診時の条件については、「資料20 保健センター健診時の条件」を参照し、健診時レイアウトを計画し、必要な什器及び設備を設置すること。
31	95	3	3	8	(2)	10)	②		ii)	② トイレ	ii)障がい者が快適に利用できるバリアフリートイレを各フロアに計画すること。バリアフリートイレには着替え台を設置することとし、1階のバリアフリートイレにはユニバーサルシート(大人用ベッド)を設置すること。	ii)障がい者が快適に利用できるバリアフリートイレを各フロアに計画すること。バリアフリートイレには着替え台を設置することとし、1階のバリアフリートイレにはユニバーサルシート(大人用ベッド)を設置すること。また、オストメイト対応とし、汚物流し(壁付)、鏡、紙巻器、シャワー(シングルレバー混合水栓)、水石入れ等を設けること。
32	97	3	3	8	(3)	3)			ii)	3) 広場	ii)小学校と複合公共施設の間に中庭広場を設置すること。常時は小学校への干渉帯として効果的であるような提案を期待する。また、小学校の授業や小学校と公共施設の交流イベントなどに活用できるよう計画すること。	ii)小学校と複合公共施設の間に中庭広場を設置すること。植栽などを配し、常時は小学校への干渉帯として効果的であるような提案を期待する。また、小学校の授業や小学校と公共施設の交流イベントなどに活用できるよう計画すること。
33	97	3	3	8	(3)	3)			v)	3) 広場	—	v)照明を配し、日没後の夕方時間帯の利用にも配慮する。照明はタイマー制御とし、雰囲気や安全性に配慮したものとすること。
34	97	3	3	8	(3)	3)			vi)	3) 広場	vi)広場に面した公共施設外壁に手洗い、足洗い、スロップシンクを設置すること。	vi)広場に面した公共施設外壁に手洗い、足洗い、スロップシンクを設置すること。また、イベント等に活用できる防水コンセント(鍵付)等を設置すること。
35	100	3	3	8	(4)				i)	(4) 付替道路	i)町道藤久保55号線(東側敷地の北側及び東側道路)は、6.5mに拡幅整備を行う。車道幅員を4.5m、歩道幅員2mとする。既存道路については、「資料4 事業予定地接続道路現況図」のほか、現況による。	i)町道藤久保55号線(東側敷地の北側及び東側道路)は、6.5mに拡幅整備を行う。車道幅員を4.5m、歩道幅員2mとする。道路線形や交通安全対策の観点からこの幅員以上となる部分については協議による。既存道路については、「資料4 事業予定地接続道路現況図」のほか、現況による。
36	100	3	3	8	(4)				viii)	(4) 付替道路	—	viii)北側道路付替え範囲について、現在の駐車場や児童館、子育て支援センターの外構フェンス解体を本事業に含む。解体にあたっては隣接する共同住宅への説明を行ってから解体すること。また、建築基準法第56条の規定の検討を行い、共同住宅に支障が無い構造とすること。
37	103	4	1	2	(1)				(1)	業務期間	本施設は令和9年8月末日までに建設工事を完了すること。なお、一期工事(小学校(校庭を除く)及び複合公共施設)は令和8年6月末日までに建設工事を完了し、小学校校庭、付替道路、複合公共施設駐車場(事業予定地(西側))は令和9年8月末日までに建設工事を完了すること。	本施設は令和9年8月末日までに建設工事を完了すること。なお、一期工事(小学校(校庭を除く)及び複合公共施設)は令和8年6月末日までに建設工事を完了し、二期工事(付替道路)は令和9年3月末日までに建設工事を完了し、小学校校庭、複合公共施設駐車場(事業予定地(西側))は令和9年8月末日までに建設工事を完了すること。
38	106	4	4						iv)	第4節 既存施設等の解体・撤去業務	iv)各施設の解体・撤去業務の遂行にあたっては、関係法令に基づきアスベスト処理を適切に行うこと。なお、本町調査で発見されているアスベストについては、「 <u>閲覧資料1</u> アスベスト調査結果」を参照すること。解体工事にあたって、新たに飛散性アスベスト等が発見された場合は、処理に必要な追加費用を協議の上、本町が負担することとする。	iv)各施設の解体・撤去業務の遂行にあたっては、関係法令やマニュアルに基づきアスベスト処理を適切に行うこと。なお、本町調査で発見されているアスベスト使用状況や処理に関しては、「資料34 解体・撤去工事に係る既存建築物アスベスト資料」を参照すること。解体工事にあたって、調査を行い、新たに飛散性アスベスト(レベル1、2)が発見された場合は、処理に必要な追加費用を協議の上、本町が負担することとする。飛散性アスベスト以外のものを非飛散性アスベストとする。非飛散性アスベストの判定については調査によることその他、含有みなしも認める。

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
39	113	5	1	4						4. 維持管理業務計画書	事業者は、毎年度の維持管理業務の実施に先立ち、次の項目について配慮しつつ、実施体制、実施工程、その他必要な項目を記載した維持管理業務年間業務計画書を作成し、本町に提出した上、承諾を受けること。 なお、維持管理業務計画書は、各年度業務実施開始の2ヶ月前(最初の業務実施年度に係る維持管理業務計画書については各施設を本町へ引渡す予定日の2ヶ月前の日)までに本町へ提出すること。	事業者は、毎年度の維持管理業務の実施に先立ち、次の項目について配慮しつつ、実施体制、実施工程、その他必要な項目を記載した維持管理業務年間業務計画書を作成し、本町に提出した上、承諾を受けること。 なお、維持管理業務計画書は、各年度業務実施開始の2ヶ月前(最初の業務実施年度に係る維持管理業務計画書については各施設を本町へ引渡す予定日の4ヶ月前の日)までに本町へ提出すること。
40	118	5	3	2					ii)	2. 定期保守点検業務	ii)点検により建築設備・厨房機器・舞台設備等が正常に機能しないことが明らかになった場合、または本施設の運営に支障を及ぼすと考えられる場合には、適切な方法(保守、修繕、更新など(費用負担は修繕業務を参照))により対応すること。	ii)点検により建築設備・舞台設備等が正常に機能しないことが明らかになった場合、または本施設の運営に支障を及ぼすと考えられる場合には、適切な方法(保守、修繕、更新など(費用負担は修繕業務を参照))により対応すること。
41	118	5	3	2					iii)	2. 定期保守点検業務	iii)建築設備・厨房機器・舞台設備等のビスの緩み、割れ、機械油の漏れ等がないか、定期的に点検・保守し、施設利用の安全性を確保すること。	iii)建築設備・舞台設備等のビスの緩み、割れ、機械油の漏れ等がないか、定期的に点検・保守し、施設利用の安全性を確保すること。
42	118	5	3	2					iv)	2. 定期保守点検業務	iv)建築設備・厨房機器・舞台設備等に内蔵されている安全装置が常に作動しているか、定期的に点検を行うこと。	iv)建築設備・舞台設備等に内蔵されている安全装置が常に作動しているか、定期的に点検を行うこと。
43	123	5	8							第8節 修繕業務	事業者は、建築物、建築設備・厨房機器等(建築設備・厨房機器等保守管理業務の対象としているもの)、外構等(外構等維持管理業務の対象としているもの)について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本町に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。	事業者は、建築物、建築設備等(建築設備保守管理業務の対象としているもの)、外構等(外構等維持管理業務の対象としているもの)について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本町に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。
44	125	6	1	4						4. 運営業務計画書	事業者は、毎年度の運営業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、その他必要な項目を記載した運営業務年間業務計画書を作成し、本町に提出した上、承諾を受けること。 なお、運営業務計画書は、各年度業務実施開始の2ヶ月前(最初の業務実施年度に係る運営業務計画書については各施設を本町へ引渡す予定日の2ヶ月前の日)までに本町へ提出すること。	事業者は、毎年度の運営業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、その他必要な項目を記載した運営業務年間業務計画書を作成し、本町に提出した上、承諾を受けること。 なお、運営業務計画書は、各年度業務実施開始の2ヶ月前(最初の業務実施年度に係る運営業務計画書については各施設を本町へ引渡す予定日の4ヶ月前の日)までに本町へ提出すること。
45	130	6	3	3	(1)				vi)	(1) 予約システムの整備・運営	vi)施設並びに備品の利用について、利用方法、予約方法、利用料金等に関する規則を作成すること。また、予約の優先順位、予約調整時期、予約方法、決定方法、公表方法等を定めた規定を作成すること。なお、作成に当たっては、本町と協議を行い、運営業務責任者が内容を確認の上、本町の承認を受けることにより、予約受付を開始することができるものとする。	vi)施設並びに備品の利用について、本町が定める施設に関する条例等に基づき、利用方法、予約方法(予約の優先順位、予約調整時期、予約方法、決定方法、公表方法等)を定めた予約システム利用規定を作成すること。なお、作成に当たっては、運営業務責任者が本町と協議を行うこと。予約受付の開始は規則等が本町の承認を受けてから開始すること。
46	131	6	3	3	(2)				i)	(2) 施設利用の受付	i)予約受付方法、予約手続き及び本町が行う使用許可(予約確定)等、運用の方法については、事業者からの提案を基に本町と協議の上決定すること。	i)予約受付、本町が行う使用許可、施設利用の一連の流れを利用者利便性の高いものとするため、本町と協議して受付方法等を定めること。
47	133	6	5							第5節 民間収益施設運営業務	事業者は、複合公共施設の運営・維持管理に支障のない範囲で、施設を有効活用しワーキング機能を必須とするほか、カフェ、コンビニ、自動販売機、EV充電スタンド等、整備を伴う任意の収益事業を企画提案し、独立採算にて実施することができる。	事業者は、複合公共施設の運営・維持管理に支障のない範囲で、施設を有効活用しワーキング機能を必須とするほか、カフェ、コンビニエンスストア、自動販売機、EV急速充電スタンド等、整備を伴う任意の収益事業を企画提案し、独立採算にて実施することができる。
48	133	6	5						iv)	第5節 民間収益施設運営業務	—	iv)事業の提案にあたっては、利用促進のためのコンテンツを併せて行うこと。利用者の興味を引き、賑わいのある民間収益施設となるような提案を期待する。
49	136	7							iv)	第7章 付帯施設(付帯事業)	iv)付帯施設を設置する場合は、事前に(提案書の提出前に)提案内容について本町関係課等と協議のうえ、同意を得るものとし、付帯施設実施企業は、提案書にて提案した内容に従って、付帯施設の整備及び維持管理・運営を行うこと。	iv)付帯施設を設置する場合は、事前に(提案書の提出前に)提案内容について本町関係課等と協議のうえ、同意を得るものとし、付帯事業実施企業は、提案書にて提案した内容に従って、付帯施設の整備及び維持管理・運営を行うこと。

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
50	136	7							v)	第7章 付帯施設(付帯事業)	v)付帯施設実施企業は、事業報告書(収支決算書を含む)を毎年本町に提出すること。	v)付帯事業実施企業は、事業報告書(収支決算書を含む)を毎年本町に提出すること。
51										資料11 電気・機械要求性能表 (1)小学校 ①校舎	施設名:普通教室等 室名:オープンスペース TV受信設備:二	施設名:普通教室等 室名:オープンスペース TV受信設備:〇
52										資料11 電気・機械要求性能表 (1)小学校 ①校舎	施設名:普通教室等 室名:給水 給水:二	施設名:普通教室等 室名:給水 給水:〇
53										資料11 電気・機械要求性能表 (1)小学校 ①校舎	施設名:特別教室 室名:理科室 理科準備室 給水:二	施設名:特別教室 室名:理科室 理科準備室 給水:〇
54										資料11 電気・機械要求性能表 (1)小学校 ①校舎	施設名:特別教室 室名:図工室 図工準備室 給水:二	施設名:特別教室 室名:図工室 図工準備室 給水:〇
55										資料11 電気・機械要求性能表 (1)小学校 ①校舎	施設名:管理諸室 室名:校長室(応接室) 備考:手洗い設置	施設名:管理諸室 室名:校長室(応接室) 備考:洗面台設置
56	1									資料23 記念碑等の移設リスト 表 No.16	No.:16 移設品名:防災倉庫 現在地:藤久保小学校校庭 移設先:配置計画による 備考:内容物は町が移設 資料:写真	No.:16 移設品名:防災倉庫(ABコロナ対策) 現在地:藤久保小学校校庭 移設先:配置計画による 備考:内容物は町が移設 資料:資料30
57	7									資料23 記念碑等の移設リスト No.16 防災倉庫コンテナ	No.16 防災倉庫コンテナ 【後日追加】	No.16 防災倉庫コンテナ 【資料30 既存防災倉庫資料】
58										資料27 運営業務の対象施設	項目:事業予定地(西側) 外構等 駐車場 4. 民間収益施設運営業務 ①民間収益施設運営業務:二	項目:事業予定地(西側) 外構等 駐車場 4. 民間収益施設運営業務 ①民間収益施設運営業務:〇※3
59										資料27 運営業務の対象施設	【凡例】○…事業者が独立採算事業で実施する業務対象施設 ●…サービスの対価で実施する業務対象施設(うち、★は対応窓口及びシステム運営(総合事務室)、▲は施設の一部利用も可) ※1…コミュニティスペースを除く ※2…ワークスペースのみ対象	【凡例】○…事業者が独立採算事業で実施する業務対象施設 ●…サービスの対価で実施する業務対象施設(うち、★は対応窓口及びシステム運営(総合事務室)、▲は施設の一部利用も可) ※1…コミュニティスペースを除く ※2…ワークスペースのみ対象 ※3…ただし、EV充電設備、自動販売機など建築物を伴わないものとする